○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	前	B A 八・二五～一八・四〇	三四・〇〇メートル 一二二・〇〇	八・七九五キロメートル 八・六〇七
	後	B A 八・二五～一八・四〇	三四・〇〇メートル 一二二・〇〇	八・七九五キロメートル 八・六〇七

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	広島市安佐北区可部南四丁目四二番二から同市安佐北区可部南四丁目二〇〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十七日

○九州地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第七百五十三号直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第四百十五号小郡都市計画、甘木都市計画及び大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成七年三月三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十六号	北海道虻田郡喜茂別町字尻別一一一番一から同町字尻別一一二番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月二十七日

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

木曽川水系揖斐川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した桟橋（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成26年３月27日

中部地方整備局長　八鍬　隆

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　桟橋　一式

2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

(1)　保管した物件の放置されていた場所　三重県桑名市大字上之輪新田地先　一級河川木曽川水系揖斐川（右岸6.6km付近）

(2)　当該物件を除却した日　平成26年２月17日

3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該物件の保管を始めた日　平成26年２月17日

(2)　保管の場所　愛知県愛西市福原新田町地先（一級河川木曽川水系木曽川右岸12.2km）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課　電話0594―24―5718